船橋窓に対する保全防熱性に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編及び N 編
鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

改正事項

船橋窓に対する保全防熱性に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船及び低引火点燃料船において，貨物エリアあるいは燃料タンクに面した居住区域等の境界の保全防熱性に関し，液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）第 3.2.5 規則では，船橋窓に対し「A-0」級以上の保全防熱性が要求されている。また，ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGF コード）第 11.3.2 規則では，船橋甲板の下面から上方の境界は船橋窓を含め「A-0」級の保全防熱性とすることが要求されており，本会はいずれの規則も既に本会規則に取り入れている。

これに対し，SOLAS 条約では，船橋窓及び船橋全体に「A-0」級の保全防熱性を要求していない。このため，2015 年 11 月に開催された第 96 回海上安全委員会（MSC96）において，IACS よりこれらの要件の整合性について問題を提起し，要件の明確化が審議された。

IMO における審議の結果，IGC コード及び IGF コードの要件を SOLAS 条約に合わせることが合意され，2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会（MSC97）にて IGC コード改正が，2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）にて IGF コード改正が，それぞれ決議 MSC.411(97)及び決議 MSC.422(98)として採択された。

このため，決議 MSC.411(97)及び決議 MSC.422(98)に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

(1) 低引火点燃料船の船橋甲板下面より上方の境界に対する「A-0」級の保全防熱性の要求について，主管庁が当該要件改正の早期適用を認める場合，免除できる旨規定した。
(2) 液化ガスばら積船の船橋窓に対する「A-0」級の保全防熱性の要求について，主管庁が当該要件改正の早期適用を認める場合，免除できる旨規定した。

改正条項

鋼船規則 GF 編 11.3.1
鋼船規則 N 編 3.2.5
鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1
鋼船規則検査要領 N 編 N3.2.5